

機械器具 5 8 整形用機械器具
一般医療機器 一般的名称：骨手術用器械 JMDNコード：70962001
角度計セット ver. 1

【警告】

本品は未滅菌である。使用前に必ず適切な方法で洗浄・滅菌を行うこと。
[保守・点検に係る事項参照]

【禁忌・禁止】

1. 使用目的以外の手術手技には使用しないこと。
2. 本品に過剰な力を加えないこと。
3. 本品に曲げ、研磨、打刻（刻印）等の二次的加工（改造）をすることは、破損の原因となるので絶対に行わないこと。[不具合の原因となる]
4. 本品を化学薬品にさらさないこと。[腐食による破損の原因となる]

【形状・構造及び原理等】

1. 形状・構造

本品は角度計及びキルシュナーガイドから構成される。
本品の形状は、以下のとおり。



2. 原材料/材質

ステンレス鋼

【使用目的又は効果】

本品は、骨の角度矯正術において、矯正角度を計測するために使用することを目的とした手動式の手術器械である。

【使用方法等】

- (1) 骨の角度矯正術として、骨切りを行う。
- (2) 骨切り面にキルシュナーガイドの方向板を挿入する。キルシュナーガイドのガイド穴が、角度計のヒンジに垂直になるように設置する。
- (3) キルシュナーガイドのガイド穴にキルシュナー鋼線（φ3 mm）を打ち込む。
- (4) キルシュナーガイドを抜き取る。
- (5) 骨に取り付けたキルシュナー鋼線に、角度計を取り付ける。
- (6) 角度計を固定しているネジを取る。
- (7) 矯正用オープナーやスプレッダーで骨の矯正を行い、角度計の読み取り角度が所望の角度になったところで矯正を止める。
- (8) 角度計およびキルシュナー鋼線（φ3 mm）を抜去する。

【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意

- 1) 専門医の監視指導下でのみ使用すること。
- 2) 【使用目的又は効果】欄の記載内容以外の用途で使用しないこと。
- 3) 本品は未洗浄、未滅菌のため、使用前に必ず洗浄・滅菌を施すこと。
- 4) 本品の使用前に変形や傷、欠けなどの異常がないか、確認の上で使用する。異常を発見した場合は、使用しないこと。

- 5) 器具表面に衝撃や振動を用いて印を刻む等の二次加工は、破損の原因となるため行わないこと。
- 6) 使用時には必要以上の力を加えないこと。硬い組織や骨に対し、テコのように力をかけないこと。
- *7) 電気メス等を用いた接触凝固は、術者が感電や火傷をする危険性があり、又、器具の表面を損傷するので、本品と共に電気メス等の使用はしないこと。
- 8) 使用後は、直ちに破損、折損等の異常が無かったかを点検すること。破損等が見つかった場合は、破片が体内に遺残していないか調べ、遺残していた場合は摘出等の適切な処置を施すこと。

2. 不具合・有害事象

本品の使用により以下のような不具合・有害事象が起こる可能性がある。

- 1) 不具合
 - ・ 過剰な力を加えたことによる製品の破損
 - ・ 金属疲労による製品の破損
- 2) 有害事象
 - ・ 神経、血管及び組織の損傷
 - ・ 感染症や壊死
 - ・ 金属への過敏反応

【保管方法及び有効期間等】

保管方法

本品は、高温・高湿を避け、塵やほこりのない清潔な環境下で保管すること。又、水漏れや直射日光は避けるよう注意を払うこと。

【保守・点検に係る事項】

1. 洗浄

- 1) 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が凝固しないよう、直ちに洗浄すること。
- 2) 洗浄に使用する洗剤は必ず医療用洗剤を使用し、家庭用洗剤は使用しないこと。
- 3) 洗浄の際、目の粗い磨き粉や金属ウールを用いて器具の表面を磨かないこと。器具表面に擦過傷が生じ、錆びや腐食の原因となる。
- 4) 強アルカリや強酸性洗剤・消毒剤は器具を腐食させる恐れがあるため、使用は避けること。
- 5) 洗浄後の器具は直ちに乾燥させ、出来れば乾いた布で再度拭取り、湿った状態で長時間放置するのは避けること。器具表面へのシミや錆が発生する原因となる。

2. 滅菌

本品は未滅菌製品であるため、使用前及び再使用前には適切な方法で洗浄し、各医療機関により検証され確認された 10^{-6} 以下の無菌性保証水準が得られる条件で滅菌を行うこと。参考として、日本薬局方に示される飽和水蒸気を用いた場合の滅菌条件を示す。

高圧蒸気滅菌

温度	時間
115 ～ 118 ℃	30 分間
121 ～ 124 ℃	15 分間
126 ～ 129 ℃	10 分間

3. 点検

- 1) 使用後は、傷、割れ、欠け、汚れ、錆の発生等がないか、その他外観に異常がないか確認する。
- 2) 外観の異常や使用を重ねることにより受ける、反復的な応力により金属疲労に曝されるため、明らかな疲労が見られる場合は、その器具は廃棄し新しいものと取り替える必要がある。
- *3) 本品は、他の修理業者に修理を依頼しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

サンエー精工株式会社

*電話：048-483-5779

*問い合わせ先

サンエー精工株式会社

品質保証部 品質保証グループ

電話：048-483-5779